

令和5年度 美瑛町自治基本条例の運用状況の評価結果

1 評価の概要

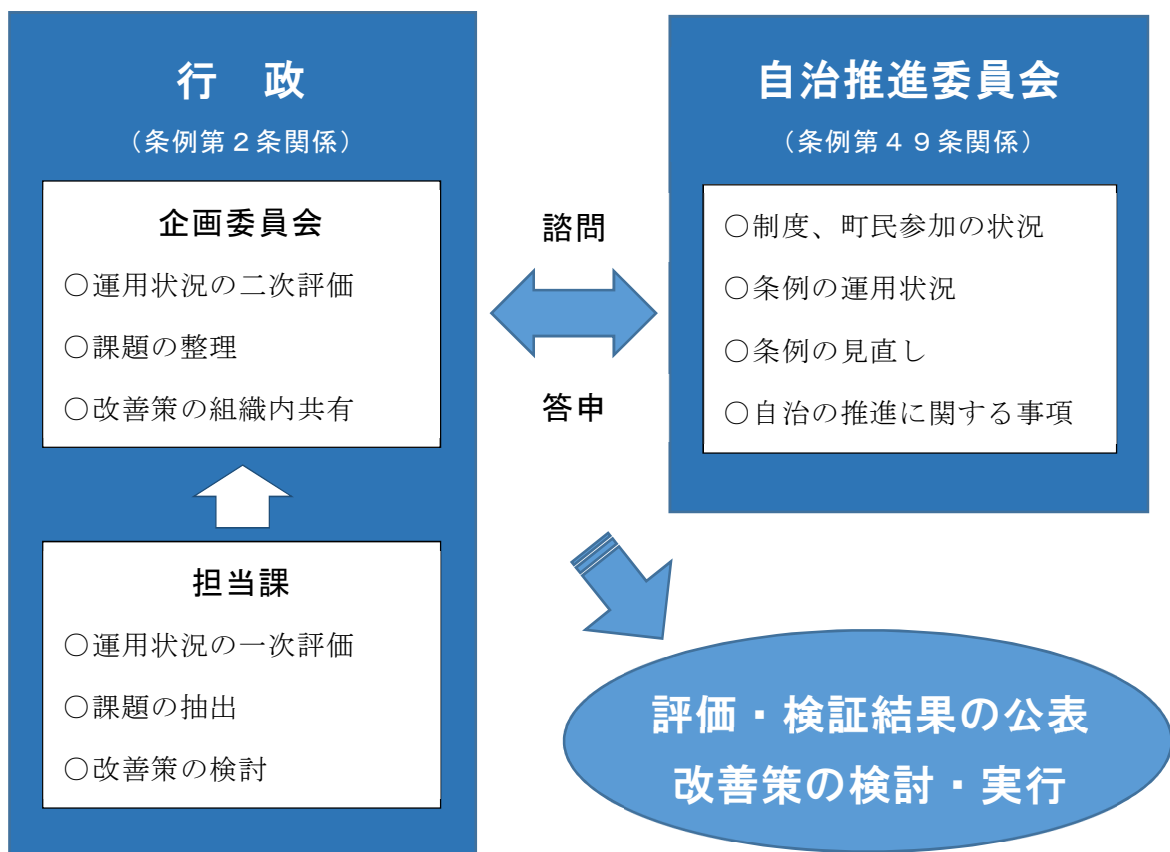
(1) 評価の目的

美瑛町自治基本条例第4条「基本原則」に基づき、情報の共有や町民参加等が適切に取り組まれているかを評価し、その結果を踏まえた改善策の検討及び実施等により効果的な条例の運用に努めるもの。

(2) 評価の方法と考え方

条例に基づく取組の進行管理に当たっては、P D C Aサイクルの考え方を基本として、各事業を所管する担当課による一次評価及び美瑛町企画委員会による二次評価を行い、当該年度の運用状況等を評価します。

行政の評価結果について、美瑛町自治推進委員会に諮問し、答申結果を公表するとともに、その結果を踏まえた改善策の検討及び実行により、効果的な条例の運用に努めます。



【評価の流れ】

(3) 評価の視点

条例に規定する「情報共有の原則」、「町民参加の原則」、「協働の原則」等に基づき、町民主体の自治が進められているかについて、次の視点により評価します。

①情報の提供（第7条関係）

開かれた町政を推進するため、町政に関する情報を適切な時期に適切な方法で分かりやすく町民に提供できているか。

②説明責任（第8条関係）

町民から説明を求められた場合には、町の政策及び施策の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に分かりやすく説明できているか。

③町民の意見等（第11条関係）

町民の意見、提言及び要望に対し、迅速かつ誠実に対処するとともに、町政への反映に努めているか。

また、意見等の検討を終えたときは、速やかに意見等の内容、意見等の検討結果及びその理由を町民に公表しているか。

④会議の公開（第12条関係）

附属機関及びこれに類するもの（審議会等）の会議を町民に公開できているか。

⑤町民参加（第13条～第16条関係）

条例に規定する事項を実施するときは、適切な方法と適切な時期に町民参加を求めているか。

また、町民参加の方法によって寄せられた意見等を総合的に検討し、意見等の検討を終えたときは、速やかにかつ多様な方法を用いて町民に公表できているか。



【意見交換会の様子】

(4) 評価調書の構成

令和5年度は、主に「町民意見の取扱い」、「会議の公開」、「町民参加の状況」の3点について、お問合せの総数や審議会等の開催数から数値化が可能なものについて取りまとめの上、運用状況を評価することとします。

評価項目	区分
1 町民意見（第11条関係）	
(1) 町民まちづくり提案事業	提案事業数
	事業化に向けた検討結果
	町政への反映（反映率）
	意見の取扱い（公開率）
(2) お問合せに関する状況	お問合せの総数
	お問合せの方法
	町政への反映（反映率）
	意見の取扱い（公開率）
2 会議の公開（第12条関係）	
	審議会の名称
	条例施行前（R4）の状況（公開率）
	条例施行後の状況（公開率等）
3 町民参加の状況 （第14～16条関係）	
	事業等の名称
	町民参加の方法
	町民参加の実施率
4 その他条例の理念に基づき進められた事項	
5 当該年度の運用についての評価、課題、改善策等	

【評価調書の構成】

2 評価結果

(1) 取りまとめ結果

①町民まちづくり提案事業

ア 提案事業数 51事業

(うち事業化4、既存事業あり8、継続検討22、見送り17)

イ 町政への反映率 41.4%

ウ 町民への公開率 100.0%

②お問合せに関する状況

ア 意見の総数 46意見(うち公開8、非公開38)

イ 町政への反映率 32.6%

ウ 町民への公開率 17.4%

③会議の公開状況

ア 会議の総数 66回(うち公開38、非公開28)

イ 会議の公開率 57.6%(前年比10.1%増)

④町民参加の状況

ア 参加対象事業数 18事業(うち参加事業18、未実施0)

イ 町民参加実施率 100.0%

※担当課別の運用状況については、巻末に一覧表を記載しています。

(2) 令和5年度の主な取組

①これまで非公開としていた町民からのお問合せについて、公開に当たっての目安を作成し、規則に定めるものを除き、ホームページにて公開しました。(公開数8件)

②審議会等の公開に向けて当面の取扱いを作成し、これまで議事録等を公表してきた審議会等に加えて、新たに審議会等の議事録の公開に取り組みました。(公開率8.3%増)

また、これまで傍聴を行っていなかった審議会等について、防災無線等で町民へ周知の上、町民の傍聴を可能としました。(傍聴会議2件)

③町民参加の対象となる事業について、積極的に町民参加に取り組み、町政への反映に努めました。(町民参加実施率100%)

- ④町民コメントの提出方法にLINEを活用するなど、町民が町政に参加しやすい手法を取り入れました。
- ⑤町民向けの自治基本条例説明会を実施し、条例の普及に努めました。また、職員向けの説明会も実施し、条例の基本原則等の周知とともに、運用に当たっての目安や考え方等を確認しました。
- ⑥地域活動推進一括交付金（仮称）など、自治を推進する施策の検討を開始しました。
- ⑦町民から情報公開のニーズの高い排雪作業予定について、ホームページやLINE等で排雪作業の実施期間を周知するなど、情報公開に取り組みました。

（3）抽出された課題と改善策

- ①行政への問合せメールや御意見箱等によって、町政に対しての意見、要望や提案を行うことができる仕組みについて、町民の理解が進んでいない。

【改善策】 広報紙やホームページで広聴の取組と町民意見の反映事例を紹介するなど、さらに町民に理解いただけるよう積極的な周知を行います。

- ②行政へいただいた意見、要望や提案の公開について、規則に定める除外規定（公共性又は公益性の低いもの、個人の権利や利益が侵害されるおそれのあるもの）の取扱いにバラつきがある。

【改善策】 町民意見の公開の目安（ルール）の拡充を図るとともに、職員への周知と取扱いの徹底を図ります。

- ③審議会等の公開に当たって、個人情報等を除いた議事録を公開しているもの、または、個人情報を含んでいるため非公開としているものなどが混在しているほか、町民コーナーへの備付やホームページでの公開などの手法も統一されていない。

【改善策】 審議会の公開の目安（ルール）の拡充を図るとともに、職員への周知と取扱いの徹底を図ります。

- ④町民参加の対象となる事業について、町民参加を求める時期や手法などが整理されておらず、町民が町政に参加しにくい状況が見られる。

【改善策】 年度当初に町民参加を求める時期や方法等のスケジュールを作成し、町民へ公開します。

- ⑤ホームページ上での町民意見や議事録などの公開方法について、ページがバラバラでわかりにくい。

【改善策】 町民がわかりやすく情報を閲覧できるよう、ホームページの構成やリンクなどを工夫します。

- ⑥自治基本条例について、町民の認知度を高めるための取組を継続する必要がある。

【改善策】 条例に基づく具体的な取組などについて、広報紙へ定期的に掲載するなど、更なる周知に努めます。

3 令和5年度の総評

令和5年4月から美瑛町自治基本条例が施行され、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であるという前提の下、開かれた町政を推進するため、施策のそれぞれの過程において、有効な情報を町民に分かりやすく提供するとともに、いただいた貴重な御意見を町政に反映するよう、条例の理念に基づいた取組を進めました。

町民意見の取扱いや審議会等の公開方法など、条例の運用に関する目安を作成し、職員研修において条例への理解を深めるとともに、適切な時期に適切な方法で町政に関する情報を提供するよう職員へ周知しました。新しい施策の提案や事業の進捗状況等については、どのような時期と方法で町民に情報発信していくか等を関係課で協議し、効果的な情報共有に努めました。

これまでの広報紙やホームページ等による情報提供に加えて、町民コメントへのLINEの活用など、様々な媒体を連動させた情報発信に取り組み、意見交換会の開催やアンケート調査等を組み合わせながら、町民から意見をいただきやすい環境づくりに努めました。

自治基本条例施行の初年度となった令和5年度については、これまでのまちづくりの取組を土台として、町民意見の公開や審議会等の公開など、効果的な運用に向けて試行錯誤しながらも実践しました。

前述のとおり、令和5年度の取組により新たな課題も見えてきたことから、これらの改善を図るとともに、今後においても、条例の理念に基づく取組を進めることで、町民の皆さまが町政に参加しやすい環境づくりに努め、住み良いまちの実現を目指します。